

**(仮称)北九州市プラスチック製容器包装
選別施設整備運営事業**

入札説明書

平成18年1月

北九州市

目 次

1	入札説明書の定義	1
2	事業概要等	
(1)	事業名称	2
(2)	事業に供される公共施設の種類	2
(3)	公共施設等の管理者等	2
(4)	事業目的	2
(5)	事業概要	2
(6)	事業実施場所	2
(7)	事業者の事業範囲	2
(8)	市が実施する事項	3
(9)	事業方式	4
(10)	事業期間	4
(11)	事業期間終了時の措置	4
(12)	事業スケジュール(予定)	4
(13)	処理委託費の支払い	4
(14)	事業に必要な法令等の遵守	4
3	応募等に関する事項等	
(1)	入札参加者の資格	5
(2)	代表企業の選定等	5
(3)	プラスチック製容器包装の処理に係る資格要件	5
(4)	構成員等の変更	6
(5)	代表企業及び構成員の不適合要件	6
(6)	応募に係る留意事項等	6
4	事業者の選定及び選定の手順	
(1)	事業者の募集及び選定方法	8
(2)	選定の手順及びスケジュール	8
(3)	応募手続き等	8
(4)	入札手続き方法等	9
(5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	10

5	契約に関する事項	
(1)	基本協定の概要	13
(2)	事業契約の締結	13
(3)	市と事業者のリスク分担	13
(4)	事業契約上の債権の取扱い	14
(5)	選別施設に対する債権設定の制限	14
(6)	契約保証金の納付等	14
(7)	事業継続を担保するための連帯保証人等	14
(8)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
(9)	事業者が付保する保険	15
(10)	係争事由に係る基本的な考え方	15
(11)	管轄裁判所の指定	15
(12)	融資期間等と市との協議等	15
6	事業実施に関する事項	
(1)	誠実な業務遂行義務	16
(2)	要求する性能等	16
(3)	本施設での本事業以外の業務の禁止	16
(4)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	16
(5)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
(6)	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
(7)	その他事業の実施に関し必要な事項	18
7	提出書類	
(1)	入札説明書等に関する質問の際の提出書類	20
(2)	参加資格審査時の提出書類	20
(3)	参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	21
(4)	入札時の提出書類	21
8	提案書作成要領	
(1)	一般的事項	23
(2)	参加表明書及び資格審査書等	23
(3)	入札書	24
(4)	事業提案書	25

別紙1 処理委託費算定の考え方

別紙2 業務不履行時等の措置について

本入札説明書では、以下のように用語を定義します。

容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)をいいます。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいいます。
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第147号)をいいます。
事業者	本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます。
委員会	P F I 法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいいます。
落札者	委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した入札参加者をいいます。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表した書類一式をいいます。具体的には、実施方針、添付書類等及びこれら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てをいいます。
入札説明書等	本事業に関し公表された実施方針、入札説明書及びその添付書類(事業契約書(案)、基本協定書(案)、要求水準書、落札者決定基準、様式集、図面及び通知書を含む。)並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てをいいます。
資格審査書等	資格審査のために、事業者が作成し、期限内に提出される書類をいいます。具体的には、本入札説明書「7 提出書類」に示します。
事業提案書	入札参加者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
ホームページ	(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業のホームページをいいます。ホームページアドレスは、6(7)に示します。
プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法第2条第6項に定めるもののうち、主としてプラスチック製のもの(ただし、ペットボトルを除く)をいいます。
中間処理業務	要求水準書1(1)4)に示す業務をいいます。
分別基準適合物	容器包装リサイクル法第2条第6項に定めるものをいいます。
搬入物	北九州市の分別区分に基づき家庭から排出されたプラスチック製容器包装で、施設に搬入するものをいいます。
不適物	搬入物のうち、プラスチック製容器包装の分別基準適合物以外のものをいいます。なお、不適物は「かん・びん」「ペットボトル」「その他」の3区分として扱います。
再商品化事業者	容器包装リサイクル法第21条第1項により指定された指定法人の委託を受けてプラスチック製容器包装の再商品化を行う事業者をいいます。

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、市がPFI法に基づき、平成18年1月27日に特定事業として選定した「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものです。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとします。

本事業の基本的な考え方については、平成18年1月10日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映しています。したがって、入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとします。

また、別添資料の「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）及び「（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、本入札説明書と一体のものとしてします。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとします。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとします。

2 事業概要等

(1) 事業名称

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等

北九州市長 末吉 興一

(4) 事業目的

本事業は、容器包装リサイクル法に基づくりサイクルを実施するために、プラスチック製容器包装等を選別・圧縮・保管する施設の整備及び運営において、民間事業者のノウハウを活用し、効率的、効果的に事業を実施することにより、市の行政コストの削減、早期の施設稼働、民間の事業機会の創出等を目的とします。

併せて、一定数以上の知的障害者の雇用の場として位置付けており、誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」の実現をはかることを目的とします。

(5) 事業概要

事業者は、遅くとも平成19年6月末まで(供用開始時期の遅延について、市が事業者の責めに帰さない特段の事由によるものと認める場合は除く。)にプラスチック製容器包装等の選別施設を整備し、北九州市が収集し、選別施設に搬入するプラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包作業を実施し、容器包装リサイクル法に規定する分別基準適合物をリサイクル業者に引き渡すまでの間保管するものとします。

(6) 事業実施場所

民間事業者は、要求水準書で示した事業用地に関する要件に合致する用地を自ら確保し、提案することができるものとします。なお、用地選定にあたっては、市等が所有する産業団地等のうち、上記の要件に合致する用地を利用することも可能です。(臨海部産業用地貸付制度の要件に合致する場合は、当該制度を利用することも可能です。)

(7) 事業者の事業範囲

事業者は、PFI法に基づき、新たに本施設を設計、建設し、もしくは既存設備の改修などにより、運営及び維持管理業務等を遂行します。

事業者が行う主な業務は、次のとおりとし、詳細は要求水準書において示します。

事業用地の利用可能性の確保等

事業者が提案した事業用地を使用する場合には、要求水準書に記載した事業用地

に関する要件を満たすよう、事業者は自らが提案した事業用地の利用可能性を確保するものとします。

環境影響評価業務

事業者は、関係法令に従い環境影響評価に必要な一切の業務を実施するものとします。

施設整備業務

事業者は、本施設の整備を行うものとします。

維持管理業務

事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能・仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとします。

運營業務

事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能・仕様を満足する適正な処理を行うこととします。処理対象物の性状及び数量等については、要求水準書に示します。

障害者雇用

運営にあたっては、一定数以上の知的障害者を常時・常勤雇用することとします。一定数の考え方や、雇用条件等については、要求水準書に示します。

その他

上記の他、以下の事項を事業者の業務範囲に含むものとします。

- ・事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととします。
- ・環境影響評価、本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置・対策を講じるものとします。

(8) 市が実施する事項

市が実施する主な事項は、以下のとおりとします。

本施設への処理対象物の搬入

市は、本施設にプラスチック製容器包装等の搬入を行います。

不適物の受入

市は、搬入された処理対象物から摘出された不適物を市の資源化施設及び焼却工場等での受け入れ（搬入手数料不要）を行います。

本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行います。モニタリングについては、本入札説明書 6 (4) を参照してください。

(9) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理業務を遂行する方式(BOO(Build Own Operate) 方式) により実施します。

(1 0) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日(平成 18 年 6 月頃を予定)から平成 34 年 3 月までの期間とし、供用開始は、遅くとも平成 19 年 7 月(供用開始時期の遅延について、市が事業者の責めに帰さない特段の事由によるものと認める場合は除く。)を予定しています。なお、入札参加者は、平成 19 年 7 月よりも早い時期であることを前提として、供用開始時期を提案することができるものとします。

(1 1) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後、本事業を継続する場合は、原則として再度公募等により事業者を選定することを予定しています。

(1 2) 事業スケジュール(予定)

事業契約の締結	平成 18 年 6 月頃
本施設の設計・建設	平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月
本施設の運営・維持管理	平成 19 年 7 月～平成 34 年 3 月

(1 3) 処理委託費の支払い

市は、本事業について、事業の実施準備に係る費用、施設の設計・施工に係る費用、及び施設の運営、維持管理に係る費用を処理委託費として事業者に支払います。

委託料は、施設の整備に係る費用や維持管理に係る費用等の固定費相当額を基礎として算定する『基本委託料』と、その他の変動経費相当額を基礎として算定する処理量 1 t 当たりの「従量委託単価」に選別等業務を行った量(市が収集したプラスチック製容器包装等の搬入重量)を乗じて得た額(『従量委託料』)の合算額とします。

『基本委託料』及び『従量委託料』の見積もりの具体的な考え方については「別紙 1 処理委託費算定の考え方」を参照してください。

(1 4) 事業に必要な法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成 12 年総理府告示第 11 号)の他、本事業を実施するために必要な関係法令、北九州市条例及び規則並びに要綱等を遵守することとします。

3 応募等に関する事項等

(1) 入札参加者の資格

本事業に応募する民間企業等（以下、「入札参加者」という。）は、単独の企業等又は複数の企業等によって形成されたグループで、資格審査書類提出時において、以下の資格要件を満たすものとします。なお、資格審査書類提出後においても、入札参加者が以下の資格要件を満たさなくなった場合、市は当該入札参加者の参加資格を取り消すことがあります。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の名簿に記載されていること。

本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

入札参加者又はグループの構成員は、この入札に参加する他の入札参加者の構成員となることはできない。

(2) 代表企業の選定等

1) 代表企業の選定

入札参加者は代表企業を選定することとします。入札参加者と市との連絡や各種書類の受渡しは代表企業が行うものとします。

入札参加者が単独の企業等である場合は、その企業等を代表企業とします。

2) 特別目的会社の設立

入札参加者が、本事業の遂行に際して特別目的会社を設立することを提案する場合には、代表企業は必ず特別目的会社の出資者となることとし、その出資割合は最大になるものとします。また、構成員も出資することができるものとします。

(3) プラスチック製容器包装の処理に係る資格要件

入札参加者は、資格審査書類提出時において、以下の全ての資格要件を満たさなければなりません。なお、資格審査書類提出後においても、入札参加者が以下の資格要件を満たさなくなった場合、市は当該入札参加者の参加資格を取り消すことがあります。

廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号に規定する要件のいずれにも該当すること。

北九州市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域のいずれかに施設が整備されているもしくは整備できる見込みがあること。

施設の敷地の位置については、本業務を実施するという前提にもとづき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条に規定する決定又は許可を受けている、もしくは受けられる見込みがあること。

施設の設置についても、本業務を実施するという前提にもとづき、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可をプラスチック製容器包装の処理に関して受けている、もしくは受けられる見込みがあること。

（４）構成員等の変更

資格審査書類に示した入札参加者の構成員の変更は原則として認めないものとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、入札参加者は市に対して変更依頼書類を提出するものとします。市は、変更依頼書類に示された理由を検討し、それが妥当と認められた場合は、入札参加者の構成員の変更を認めるものとします。

（５）代表企業及び構成員の不適格要件

入札参加者の代表企業及び構成員に市がアドバイザー業務を委託した企業及びその関連企業等が 1 社でも含まれている場合には、その入札参加者は不適格とします。市がアドバイザー業務を委託した企業とは次の者をいいます。

- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
平成 18 年 1 月 1 日付合併により社名変更
(旧：株式会社UFJ総合研究所 東京都港区新橋 1 丁目 1 1 番 7 号)
- ・ 弁護士法人御堂筋法律事務所

なお、関連企業等とは、次の者をいいます。

- ・ 市がアドバイザー業務を委託した企業等の、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ・ 市がアドバイザー業務を委託した企業等が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ・ 代表権を有する役員が、市がアドバイザー業務を委託した企業等の代表権を有する役員を兼ねている者。

（６）応募に係る留意事項等

1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。ただし、事業契約書（案）の記載内容及び条件については、事業提案書の市への提出をもって承諾したものとします。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とします。

3) 提出書類の取り扱い

著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、市が必要と認め、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を使用できるものとします。

なお、事業提案書は、入札参加者には返却しないものとします。

特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとします。

ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得べき場合を除き、市が責任を負うものとします。

提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとします。

追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがあります。

4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとします。

6) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とします。

7) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用します。

4 事業者の選定及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行うことを予定しています。

スケジュール(予定)	内容
平成 18 年 1 月 31 日(火)	・入札公告及び入札説明書等の配布
平成 18 年 2 月 6 日(月)	・入札説明書等に関する質問の受付締切
平成 18 年 2 月 10 日(金)	・入札説明書等に関する質問の回答公表
平成 18 年 2 月 8 日(水)	・資格審査書類の締切
平成 18 年 2 月 13 日(月)	・資格審査結果の通知(入札参加者のみ)
平成 18 年 3 月 15 日(水)	・提案書の締切
平成 18 年 3 月下旬	・落札者の決定及び公表
平成 18 年 3 月下旬	・基本協定の締結
平成 18 年 4 月下旬	・仮事業契約の締結
平成 18 年 6 月下旬	・事業契約の締結

(3) 応募手続き等

1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付を行います。

2) 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

平成 18 年 2 月 1 日(水)から 2 月 6 日(月)までの間、北九州市環境局において、入札説明書等に関する質問を受け付けます。本事業の事務局(19 頁に記載)宛に(様式 1 - 1)を使用し、電子メールの添付ファイルとして提出してください。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 18 年 2 月 10 日(金)にホームページにおいて公表する予定(ただし、質問者名は公表しません)です。ただし、上記回答公表後も、質問がある場合には、上記方法と同様の手続き(様式、提出場所等)により質問を受け付け、その回答は随時ホームページにおい

て公表します。

4) 参加表明書及び資格審査書等の受付

本事業への入札参加者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書等を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けることとします。

参加表明書及び資格審査書等の提出書類は、7(2)参加資格審査時の提出書類により作成してください。

提出締切 平成18年2月8日(水)午後5時まで

提出場所 北九州市環境局環境政策部計画課
北九州市小倉北区城内1-1(郵便番号803-8501)

提出方法 持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、北九州市環境局環境政策部計画課に平成18年2月8日(水)午後5時必着とします。

入札参加者等の参加資格確認基準日 平成18年2月8日(水)

5) 資格審査結果の通知等

市は、参加資格確認基準日をもって、入札参加者から提出された資格審査書等により参加資格の有無について確認を行います。

市は、資格審査の結果を平成18年2月13日(月)までに入札参加者に通知します。ただし、参加表明者の数及び資格審査結果については、公表しません。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた入札参加者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができます。市は、説明を求めた者に対し、速やかに書面により回答します。

(4) 入札手続き方法等

1) 入札書及び事業提案書等の受付

入札参加者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札書(様式4-1)及び事業提案書等を市に提出することとします。

なお、提出は代表企業が提出場所へ持参するか又は郵便によることとし、電送によるものは受け付けません。書類の提出に関する詳細については、「7(4)入札時の提出書類」を参照してください。

提出締切 平成18年3月15日(水)午後5時

提出場所 北九州市役所環境局環境政策部計画課
北九州市小倉北区城内1-1(郵便番号803-8501)

提出方法 持参又は郵送による。郵送による場合は、書留郵便とし、北九州市環境局環境政策部計画課に平成18年3月15日(水)午後5時必着とします。

2) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合は、事業提案書提出期限までに、入札辞退届（様式3-1）を北九州市環境局環境政策部計画課に提出することとします。

3) 入札のとりやめ等

入札参加者が連合するなどし、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがあります。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

4) 入札保証金

北九州市契約規則に基づき、入札価格の100分の5とします。ただし、入札保証金の納付を免除できる場合があります。

5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札

申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、市は、学識経験者等で構成する（仮称）北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行います。

また、市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

2) 委員会の構成

市が設置した委員会は、以下5名の委員により構成されます。

委員長 樋口壯太郎（福岡大学大学院工学研究科 教授）

委員 二渡 了（北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 教授）

委員 岩永元一郎（北九州市中小企業支援センター登録専門家 公認会計士）

委員 谷 史郎（北九州市財政局長）

委員 垣迫 裕俊（北九州市環境局長）

なお、代表企業及び構成員が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業

者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

3) 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します(詳細は、落札者決定基準参照)。

資格審査

参加表明書とあわせて入札参加者から提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件、資格要件についての確認審査を行います。このとき、市は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

資格審査を通過した入札参加者は、事業提案書を提出することとなります。

提案審査

a 基礎審査

市及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

次いで市及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

b 総合審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な審査を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準を参照してください。

- ・入札価格に関する事項
- ・立地場所に関する事項
- ・事業実施の基本的方針に関する事項
- ・事業実施の確実性に関する事項
- ・リスク対応に関する事項
- ・計画の確実性・信頼性に関する事項
- ・環境への配慮に関する事項

4) 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施します。

実施時期 平成18年3月中旬頃(予定)

実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、代表企業に連絡するものとします。

5) 落札者の決定・公表

市は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

また、落札者が落札者決定時から事業契約締結時まで、3 応募等に関する事項等に規定する資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成員が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、市との協議の上、当該構成員の変更を認めることとします。

6) 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者の提案も市の事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと市が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表します。

5 契約に関する事項

(1) 基本協定の概要

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとします。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが負担するものとします。

(2) 事業契約の締結

市は、落札者と事業契約書(案)に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め平成18年4月(予定)に仮契約を締結するものとします。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて市と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとします。

なお、本契約の契約締結にあたっては、次に掲げる事項の成立が条件となります。

建築基準法第51条に規定する決定又は許可を得ていること

廃棄物処理法第8条第1項に規定する許可をプラスチック製容器包装の処理に関して得ていること

PFI法第9条の規定により、議会の議決が必要な契約のため、本契約の締結について北九州市議会の議決を得ていること

事業契約は、設計、建設、運営・維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成34年3月31日までの契約とします。事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とします。

また、落札者が事業契約を締結しない場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとします。

(3) 市と事業者のリスク分担

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営・維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負担します。

このリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、市と事業者のリスク分担については、事業契約書(案)によるものとします。

なお、事業契約書(案)に示されていないリスク分担については、双方の協議により定めるものとします。

入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこととします。

(4) 事業契約上の債権の取り扱い

ア 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する債権（支払請求権）は不可分一体のものとし、事業者は、事前に市の承諾がなければ債権を譲渡することはできないものとし、

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、市に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことはできないものとし、

(5) 選別施設に対する債権設定の制限

環境省循環型社会形成推進交付金又はその他の補助・交付金等の適用を受け整備した選別施設については、担保に供する等、債権の設定については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定により、一定の制限・手続きが必要となる場合があります。

(6) 契約保証金の納付等

北九州市契約規則に基づき、契約金額の100分の5とします。ただし、契約保証金の納付を免除できる場合があります。

(7) 事業継続を担保するための連帯保証人等

北九州市契約規則に基づき、原則として連帯保証人を1人以上立てることが必要となります。但し、事業者が特別目的会社を設立し、市と金融機関との間で直接協定を締結する等、事業期間を通じてPFI事業が円滑に遂行される仕組みが講じられる場合等については、連帯保証人を立てないことができる場合があります。

(8) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 基本的な考え方

事業者によるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

イ 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

(ア) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めるとします。

事業者がこの市の修復勧告に従わない場合、又は事業者の財務状況が著しく悪化するなど、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとし、この場合、上記5(7)に基づき必要な措置を行なうこととします。

(イ) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。

(ウ) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとします。

(9) 事業者が付保する保険

事業者は、自己の責任及び費用において必要な保険を付保することとします。

(10) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(11) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(12) 融資機関等と市との協議等

市は、本事業の安定性・継続性を確保する目的で、事業者に対し資金提供を行う融資機関等と協議を行い、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことはありません。

6 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行することとします。なお、代表企業は、市の対応窓口となり業務遂行上の諸手続きを行うこととします。

(2) 要求する性能等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分に発揮できるように、施設の設計、建設及び運営・維持管理を行うこととします。

(3) 本施設での本事業以外の業務の禁止

事業者は、本施設において、事前協議により市が認める場合を除き、本事業以外の業務を行うことはできません。

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

選定事業者が実施する業務のモニタリング

市は、選定事業者が事業契約に定める業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するために、選定事業者が実施する業務について、定期及び不定期に実施状況のモニタリングを行います。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ・書類の提供等の協力を行うものとします。

選定事業者の財務状況のモニタリング

市は、事業の継続性・安定性を確認するため、選定事業者の財務状況のモニタリングを行います。選定事業者は、財務状況に関する報告を定期的に市に行うものとします。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ・書類の提供等の協力を行うものとします。

モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、選定事業者が実施する業務が定められた水準を満足しないと判断した場合は、事業契約に定める規定に従い、選定事業者に対し業務の改善等の適切な措置の要求や処理委託費の減額等の措置をとることができます。是正措置等の考え方については、別紙2 業務不履行時等の措置についてを参照すること。

モニタリング結果に基づく契約解除等

市は、モニタリング結果に基づく是正措置等をとった後に、選定事業者による公共サービスの提供に重大な支障の発生等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の回復が困難であると判断される場合には、選定事業者との事業契約を解除することができます。ただし、市は契約を解除する以前に選定事業者に対して一定の

回復期間を与える場合があります。

(5) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業については、現時点において、法制上の優遇措置等は見込んでいませんが、税制上の特例措置の適用対象となる場合があります。

2) 金融上の支援に関する事項

日本政策投資銀行による融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利融資）の対象事業であり、選定事業者が当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、選定事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。（なお、無利子融資制度は平成18年3月31日までの時限措置である点に留意すること。）なお、当該融資制度の趣旨は、民間企業等の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしており、この点に留意して提案を行うこととします。また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせるものとします。

財団法人地域総合整備財団、その他融資制度について

本事業は、財団法人地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付や市の制度融資が利用できる場合があります。

3) 助成制度

本事業では、新たな設備投資に係る経費については、環境省循環型社会形成推進交付金制度（交付対象事業「リサイクルセンター」）の適用を予定しています。対象となる設備等詳細については、環境省が示す循環型社会形成推進交付金交付要綱（環廃対発第050411001号平成17年4月11日）〔参考資料1〕及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（環廃対発第050411002号平成17年4月11日）〔参考資料2〕に基づきます。

交付対象の施設の設備が完了した時点で、市が所要の手続きを行い、市を経由して交付金を事業者に交付します。当該制度の交付対象事業者は、市であり、手続き等は市の責任で行います。したがって、事業者は市が行う交付金申請業務を支援するとともに、検査業務に協力するものとします。交付金が交付された場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象の施設となり、目的外使用の制限、財産処分の制限等を受けることとなります。

(6) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

立地場所に係る要件

入札参加者は事業を実施するために十分な面積を有する事業実施用地を自ら確保し、この用地において事業を実施することを提案できるものとします。なお、用地選定にあたっては、市等が所有する産業団地等のうち、要件に合致する用地を利用することも可能です。(臨海部産業用地貸付制度の要件に合致する場合は、当該制度を利用することも可能です。) この場合、入札参加者の提案する事業実施用地は、以下の要件をはじめとして要求水準書に規定する要件を満たすものであることとします。

敷地面積に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、本事業を実施するために必要な面積を有していることとします。

土地利用規制に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること、又は事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除もしくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとします。

土地利用に関する契約に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、その所有者が、当該土地に係る借地契約及び利用等に関する責任等を定めた協定等を締結することを承諾したものであることとします。

その他の要件

入札参加者の提案する事業用地は、アクセス道路、権利設定状況、敷地形状や地質等に関して本事業の実施に適した土地であること。また、選定事業者は、本事業の実施に必要となる電気、ガス、水道等のインフラを確保することとします。

(7) その他事業の実施に関し必要な事項

本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりです。なお、本事業に関する問い合わせは、同事務局で受け付けます。

【本事業の事務局】

北九州市環境局環境政策部計画課循環型社会推進係

住 所 : 〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1

電 話 : 093 - 582 - 2187

F A X : 093 - 582 - 2196

電子メールアドレス : kan-keikaku@mail2.city.kitakyushu.jp

ホームページ :

http://www.city.kitakyushu.jp/~k2602010/sosiki/keikaku_ka/pfi/pfi.html

7 提出書類

(1) 入札説明書等に関する質問の際の提出書類

入札説明書等に関して、質問がある場合には、以下の書類 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて 1 部提出すること。

(ア) 質問書 (様式 1 - 1)

(2) 参加資格審査時の提出書類

参加表明及び資格審査に係る書類は、表紙を付け、それぞれ 1 分冊として左側を綴じ、6 部 (正本 (押印したもの) 1 部、副本 (正本の写し) 5 部) 提出すること。
また、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

(ア) 参加表明に係る書類

- (a) 参加表明書 (様式 2 - 1)
- (b) 構成員一覧表 (様式 2 - 2)
- (c) 事業実施体制 (様式 2 - 3)
- (d) 委任状 (様式 2 - 4)

企業グループで提案する場合

(イ) 資格審査に係る書類

- (a) 資格審査書 (様式 2 - 5)

以下の各書類について、企業グループで提案する場合は全員分を提出すること。

- ・ 会社概要
- ・ 定款
- ・ 商業登記簿謄本 (平成 18 年 1 月 31 日以降に発行されたもの)
- ・ 印鑑登録証明書 (平成 18 年 1 月 31 日以降に発行されたもの)
- ・ 法人税、法人事業税及び市区町村税の納税証明書 (平成 18 年 1 月 31 日以降に発行された滞納がないことの証明)

注) 市区町村税の納税証明書について

本市に納税義務がある場合は、本市の市税に滞納がないことの証明書

本市に納税義務がない場合は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所

在市区町村で発行された滞納がないことの証明書

- ・ 貸借対照表 (以下は直近 3 期分)
- ・ 損益計算書
- ・ 利益処分又は損失処理計算書
- ・ 附属明細書
- ・ 税務申告書 (添付資料を含む)

(ウ) 事業実施予定地に係る書類

- ・ 事業実施予定地概要 (様式 2 - 6)
- ・ 予定地図面 (様式任意)

(3) 参加資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

入札参加を希望したものが、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、以下の書類を 1 部提出すること。

- (ア) 入札辞退届 (様式 3 - 1)

(4) 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類は、以下のとおりである。但し、既存設備の改修等により提案を行う場合は、以下と同等の内容が確認できる書類に変えることができるものとし、又、一部提出を要しない書類がある場合がある。この場合においては、提案書類について事前に市の確認を得るものとする。

入札時の提出書類は、「入札書」「事業提案書等 (CD-ROM 含む)」の 2 つに分けて提出すること。

ア 入札書

入札書は、入札価格内訳書、処理単価設定の考え方とあわせて、1 部提出すること。

- ・ 入札書 (様式 4 - 1)
- ・ 入札価格内訳書 (様式 4 - 2)

イ 事業提案書等

事業提案書等は、10 部 (正本 (押印したもの) 1 部、副本 (正本の写し) 9 部) 提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- (ア) 事業提案書 (様式 5 - 1)

(イ) 各提案書

施設整備予定地 (様式 5 - 2)

基本方針 (様式 5 - 3)

事業実施の確実性に関する考え方

- ・ 資金計画等
 - 資金計画について (様式 5 - 4)
 - 整備費内訳書 (様式 5 - 5)
 - 運営及び維持管理費内訳書 (様式 5 - 6)
- ・ 資金計算表 (様式 5 - 7)
- ・ 事業遂行体制 (様式 5 - 8)
- ・ 事業実施の確実性 (様式 5 - 9)

- ・処理単価設定の考え方 (様式5 - 10)
- リスク対応の考え方
 - ・想定されるリスクとその対応方法 (様式5 - 11)
 - ・事業実績 (様式5 - 12)
- 事業に係る具体的な計画
 - ・工事計画(工事工程、施工方法等) (様式5 - 13)
 - ・施設計画(施設の処理能力、処理方式、構造、設備、施設配置、動線の概要等を示す書類) (様式5 - 14)
 - ・運転計画(勤務体制、人員配置計画、労働環境等) (様式5 - 15)
 - ・維持管理計画(整備補修・点検等、主要設備の更新の有無等) (様式5 - 16)
 - ・雇用計画(障害者雇用を含む) (様式5 - 17)
 - ・非常時の対応計画(施設故障時、災害時等) (様式5 - 18)
- 環境への配慮 (様式5 - 19)

提案図面等

- ・施設設置予定地を示す地図(15,000分の1程度の行政区域一般図に予定地を記したものと搬入出道路として予定されている道路を示す予定地周辺の詳細地図とすること)及び予定地の権利関係を示す書類(搬入出道路として予定している道路の通行等について第三者の承諾等が必要な場合は、その旨を示す書類をあわせて提出すること。)
- ・施設の処理方式(フロー図)、構造、設備、施設配置、平面、立面、断面、動線(構内及び搬出入車両)、面積表、物質収支(フロー図)、機器配置を示す図面及び表。
- ・工事工程表(1ヶ月単位の工程)

ウ 電子データの提出

- ・事業提案書の提出の際に、提案内容が全て保存されているCD-ROM一式を提出すること。なお、Microsoft Excelで作成する様式については、関数及び計算式等を残したまま提出すること。

8 提案書作成要領

(1) 一般的事項

各提出書類を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

ア 言語、通貨及び単位

各提出書類に用いる言語は、日本語とし、全て横書きとする。また通貨は円、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるものとする。

イ 使用する用紙のサイズ等

図書のサイズは、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のない限り、日本工業規格「A4版」縦置き横書き（片面）を標準とする。ただし、表は「A4版」又は「A3版（片袖折）」、図面は「A3版」を標準とする。

ウ 使用ソフト

電子データを保存するアプリケーションソフトは、Microsoft Word（2000以上）あるいはMicrosoft Excel（2000以上）（いずれもWindows対応）とする。

エ その他事業提案書に関する共通事項

- ・ 明確かつ具体的に記述すること。
- ・ 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること。
- ・ 製本する際は、特に指定のない限り、表紙のサイズにあわせること。
- ・ ページ数は、様式内の規定に従うこと。ページが複数にわたる場合は、次の例示のように各項目の右端に通し番号をつけること。

例)(様式)

提案書

基本方針	1 / 2
------	-------

(2) 参加表明書及び資格審査書等

各提出書類を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

- ・ 様式の指定のない書類については、7(2)で示した書類との整合ができるように書類番号とタイトルを書類に付けること
- ・ 各様式に準じて作成する提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上で作成すること。（資格を証する書類の写し等を除く）

(3) 入札書

1) 入札書(様式4-1)

入札書を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

- ・ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出すること。
- ・ 入札書には、入札参加者名(代表企業名)を記入し、押印すること。
- ・ 封筒の表には、必ず入札参加者名を記載すること。
- ・ 入札価格は、『基本委託料』及び『従量委託料』を基に、平成19年7月から平成34年3月末までの14年9ヶ月間処理した場合の合計金額を記載すること。考え方については、別紙1 処理委託費算定の考え方を参照すること。
- ・ 入札価格内訳書(様式4-2)及び資金計算表(様式5-7)と整合すること。
- ・ 物価は現行水準(事業期間一定)で算出し、その増減については考慮しないこと。
- ・ 入札価格には、消費税相当額、地方消費税相当額を加えないこと。
- ・ 入札価格は、交付金相当額を控除せずに算定すること。

2) 入札価格内訳書(様式4-2)

- ・ 算出される入札価格は、入札書(様式4-1)に記載される金額と必ず一致すること。
- ・ 消費税相当額、地方消費税相当額については、委託料の支払い時点における税率を適用して支払うこととなるため、加えないこと。
- ・ 交付申請を予定している環境省の循環型社会形成推進交付金の取り扱いについては、現時点でその交付額、交付時期を組み入れることができないため、入札金額は、交付金相当額を控除せずに算定すること。
- ・ 基本委託料は、対象とする費目を指定した枠に記載し、それから算出される総額、月額、年額を記載すること。
- ・ 従量委託料を算定するための従量委託単価は、[百円]単位までとすること。ただし、表示は千円単位とする。(例:12,500円の場合 12.5千円)それ以外の金額は、千円単位で記載すること。
- ・ 従量委託料の従量委託単価(t/日)は、様式に区分された年間処理量の段階別にそれぞれ設定すること。
- ・ 年間処理委託費の算定は、段階別に設定した従量委託単価を、年度別想定処理量(ア)に合わせて設定し、それらを乗じて算出すること。
- ・ ただし、平成19年度については、単価は、想定年間処理量を前提とするが、委託料の算定の対象となる処理量は、7月~3月末までの9ヶ月分(年間処理量×9/12 : 9,500t)を前提とすること。
- ・ 入札額は、年間処理委託費を合計したものとすること。
- ・ 資金計算表(様式5-7) 処理単価設定の考え方(様式5-10)の数値との整合を図りながら、別紙1及び各様式に記載されている指示に従い、『基本委託料』及び『従量委託料』を算出すること。

(4) 事業提案書

事業提案書を作成するにあたり、特に市からの指示がない限り、以下の項目に留意すること。

- ・ 他の様式との整合に留意すること。
- ・ 各様式に記載されている指示に従い作成すること。なお、記述の際に指示事項は消去すること。
- ・ 事業提案書（様式5 - 1）は、正本のみ押印し、副本は写しを事業提案書の表紙として添付し提出すること。
- ・ 施設整備予定地（様式5 - 2）と合わせて提出する添付書類は、提案内容との整合が図られたものを提出すること。

別紙 1 処理委託費算定の考え方

1. 処理委託費の支払いについて

市は、本事業について、事業の実施準備に係る費用、施設の設計・施工に係る費用、及び施設の運営、維持管理に係る費用を処理委託費として事業者に支払います。

委託料は、施設の整備に係る費用や維持管理に係る費用等の固定費相当額を基礎として算定する『基本委託料』と、その他の変動経費相当額を基礎として算定する処理量 1 t 当たりの「従量委託単価」に選別等業務を行った量を乗じて得た額（『従量委託料』）の合算額とします。

2. 処理委託費の算定方法について

(1) 『基本委託料』については、次の考え方に基づき算定すること。

基本委託料は、事業期間を通じて施設を維持・管理するために固定的に要する以下の経費等を基礎として算定するものとする。なお、その算定合計額を契約期間延べ月数で除した額を毎月の基本委託料として支払うものとする。

【経費算定費目の例】

- ・用地費又は土地使用料
- ・事業の実施準備に係る費用（環境影響評価経費等）
- ・施設整備に要する経費
- ・施設維持管理費（補修費等）
- ・車両関係物件費
- ・資金調達コスト
- ・市が指示する一定数の障害者を雇用するために要する経費
- ・その他固定的に要する経費（公租公課費、保険料等）

なお、環境省循環型社会形成推進交付金制度の適用があった場合、事業者に交付される額、交付されることにより不要となる事業者の資金調達コスト、事業者における税法上の取り扱い等、合理的な算定方法により市と事業者の協議により基本委託料の見直しを行うものとする。

(2) - 1 『従量委託料』については、次の考え方に基づき算定すること。

従量委託料は、市が示す年度別処理見込量を適切に処理するために必要な経費で、基本委託料の算定基礎に含まない以下の経費等を基礎として、以下に示す処理量区分に応じて 1 トンあたりの「従量委託単価」を算定するものとする。なお、その「従量委託単価」に選別等業務を行った量を乗じた額を支払うものとする。

【経費算定費目の例】

- ・施設の運営に要する人件費
- ・電気、ガス、上下水道、燃料費、通信費等の用役費
- ・消耗品費
- ・一般管理費、諸経費
- ・その他必要な経費

(2) - 2 【従量委託単価を算定する処理量区分】

次の区分に応じた委託単価の算定を行うこと。

- ・ 10,000 トン未満
- ・ 10,000 トン～11,000 トン未満
- ・ 11,000 トン～12,000 トン未満
- ・ 12,000 トン～13,000 トン未満
- ・ 13,000 トン～14,000 トン未満
- ・ 14,000 トン～15,000 トン未満
- ・ 15,000 トン～16,000 トン未満
- ・ 16,000 トン以上

3. 処理委託費（入札額）の考え方について

(1) 『基本委託料』（2.(1)で算出）

基本委託料総額から算出した、月ごとの基本委託料

(2) 「従量委託単価」（2.(2) - 2で算出）

処理量区分に対応する1トン当たりの処理単価

(3) 月ごとの従量委託料

月ごとの従量委託料 = 従量委託単価 × 選別等業務を行った量

(4) 月ごとの処理委託費

月ごとの処理委託費 = 月ごとの基本委託料 + 月ごとの従量委託料

(5) 年ごとの処理委託費

年ごとの処理委託費 = 月ごとの処理委託費の12ヶ月累計総額

(6) 事業期間中の処理委託費（入札額）

処理委託費総額（入札額） = 初年度は年ごとの処理委託費 × 9 / 12 で算定
2年度目以降は、年毎の処理委託費14年間分の総額

4. 処理単価の改定について

(1) 基本委託料について

環境省循環型社会形成推進交付金制度の適用があった場合、事業者に交付される額、交付されることにより不要となる事業者の資金調達コスト、事業者における税法上の取り扱い等、合理的な算定方法により市と事業者の協議により基本委託料の見直しを行うものとします。

また、施設整備に要する資金調達コストについて、事業者が入札時に予定する資金調達方法に比べ、事業者が市等の制度融資等金融上の支援を活用し、資金調達コストの削減が図られた場合、市と事業者の協議により合理的な方法により基本委託料の見直しを行う場合があります。

(2) 従量委託料について

従量委託単価については、契約時に定めた額で事業期間にわたり同一額とし、単価の見直しは基本的には行いません。

ただし、単価の見直しに足る相当の理由がある場合（極端なインフレーション又はデフレーションの進行による各種費用の増減、当初予定搬入量の極端な増減、法改正等による処理方式の大幅な変更等）についてのみ、市と事業者の協議により原則として事業年度を区切りとして見直しを検討するものとします。

5. 処理委託量の見直しについて

各年度で適用される従量委託単価は、原則として要求水準書の別紙1で市が示す年度別処理見込量に対応する単価を適用するものとします。

ただし、分別協力率・異物の混入状況、プラスチック製容器包装の軽量化等により、当該年度別処理見込量は変動することが予測されるため、要求水準書の別紙1で市が示す年度別処理見込量は実際の処理委託量（選別等業務を行う量）を保証するものではありません。

したがって、処理委託量の変動が大幅に見込まれる場合は、市は処理委託量の見直しを行うこととし、その場合においては市が見直した処理委託量に対応する従量委託単価を適用するものとします。

別紙 2 業務不履行時等の措置について

1 処理委託料の減額措置等について

市は、事業者によるサービスの安定的・継続な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

しかしながら、業務の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、本施設への搬入制限・停止を行う必要が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることとしますが、事業提案書における非常時の対応計画（様式 5 - 18）に基づく対応を行ってなお、本施設への搬入を制限・停止することとなった処理量・期間については、以下のように処理委託料の減額措置及び追加経費の負担を求められます。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本施設への搬入制限・停止を行う場合

ア 従量委託料相当額の減額

処理委託料のうち従量委託料相当額は、処理実績 1 トンあたりの「従量委託単価」に選別等業務を行った量を乗じた額で支払うこととしているため、搬入を停止した量については、従量委託料相当額の支払いは行いません。

イ 基本委託料相当額の減額

処理委託料のうち基本委託料相当額は、選別等業務を行った量によらず支払うこととしていますが、搬入を停止した期間については、月単位を原則として下記の算定方法による減額措置を行う場合があります。

$$\text{基本委託料相当額の減額} = \frac{\text{当該月の基本委託料相当額}}{\text{基本委託料相当額}} \times \frac{\text{搬入を制限・停止した日数}}{\text{当該月の搬入予定日数}} \times \frac{\text{搬入を制限した量}}{\text{当該月の収集量}}$$

ウ 本施設への搬入を制限・停止したことに伴う追加経費の負担

本施設への搬入を制限したプラスチック製容器包装を、緊急避難措置として市の焼却工場で処理を行った場合、焼却工場で処理した量については、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 28 号）に基づく処理手数料を徴収する場合があります。

また、本施設から搬送先が変更となること等により発生する追加経費の負担を求められます。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由以外と市が認める事由により本施設への搬入制限・停止を行う場合

基本委託料相当額の減額措置及び追加経費の負担は求めません。